**いじめ防止基本方針**

雲南市立海潮中学校

Ⅰ　いじめの防止に関する基本的な方針

（基本理念）

　いじめは、重大な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるものである。また、「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるもの」である。

　上記のような基本認識に立ち、本校はいじめの未然防止に努めるとともに、すべての生徒が安全で安心して活動できる学校づくりを行う。

　また、いじめの早期発見に係る手立てを講ずるとともに、いじめ発生に対しては早期かつ組織的な対応を行っていく。

　さらに、いじめは学校のみならず、家庭や地域でも発生する場合があることより、保護者や地域、関係諸機関との連携の上、いじめ防止に関する方策を講ずる。

（いじめの定義）

　「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。　　（「いじめ防止対策推進法」　第２条）

　※「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（学校及び教職員の責務）

　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。　（「　同　」　第８条）

Ⅱ　いじめの未然防止

**１．教職員の体制**

（１）いじめを許さない、いじめられた生徒を守り通すという強いメッセージを伝える。

（校長・生徒指導担当・担任等の講話）

（２）教職員間の情報交換を頻繁にし、生徒の様子について共通理解・共通認識を持つ。

（職員朝礼・職員会等）

（３）いじめにつながる言動を発見したら、即刻指導するとともに、教職員のチームとして対応す

る。

（４）昼休み等に生徒とふれあう機会をつくるとともに、あいさつ・積極的な声がけにより生徒との良好な人間関係づくりを行う。

（５）教職員の人権意識と指導力向上のための研修を計画的に実施する。

　　　①生徒の人権に関する研修

　　　②生徒指導・生徒理解・特別支援教育に関する研修

　　　③いじめ（インターネットによるいじめ等を含む）に関する研修等

**２．授業づくり**

1. 授業のユニバーサルデザイン化の推進
2. 基礎・基本の定着の取組（家庭学習ノート・小テスト等）
3. 授業規律の徹底
4. ICT機器の導入と活用

**３．心の教育の充実**

（１）「いじめ」について考える授業の実施。（道徳・学級活動）

（２）情報モラル教育により、生徒のメディアリテラシーの向上を図る。

（３）人権週間を活用し人権の大切さについて全校で学習する。

（４）体験活動の中で達成感や自尊感情を育む。

（ふるさと学習・夢発見プログラム・総合的な学習）

**４．集団づくり・人間関係づくり**

（１）「アンケートＱＵ」、グループエンカウンターを学級集団づくりに活用する。

（２）全教科でペア学習・グループ学習を実践する。

（３）授業や生徒会活動で話し合いや発表等の言語活動を取り入れ、コミュニケーション力の向上を図る。

（４）こども園・小・中が連携して人間関係づくりに取り組む（「海潮の子どもを語る会」）

**５．保護者・地域との連携**

（１）学校の方針・体制等について、PTA総会や地域との会合（「海潮の教育を語る会」）等で周知する。

（２）行事や生徒の活動の様子を、各種通信・ホームページ等を利用して保護者・地域に発信する。

（３）キャリア教育やふるさと学習、各種体験活動で地域の人材を招聘し、生徒との交流を推進する。

（４）生徒が地域の行事に積極的に参加するよう促すとともに、その体制を整備する。

（５）学校（教職員）と保護者、地域とのより良い関係づくり。

Ⅲ　いじめの早期発見

１．生徒の様子を常に見守り、気になることがあれば早めに声掛けをする。

２．定期的に学校生活についてのアンケート調査を実施する。

３．定期的に教育相談期間を設定する。

４．「未来」（生活ノート）による担任との連絡体制づくりを行う。

５．「いじめ相談テレフォン」、「ヤングテレフォン・けいさついじめ１１０番」等の外部相談機関の

周知を行う。

Ⅳ　いじめへの対応

１．いじめ対策のための組織

（１）名称　　いじめ・不登校対策委員会

（２）構成　　管理職・生徒指導主事・教育支援CN・学年主任・当該学年部

　　　　　　　必要に応じて養護教諭・SC・SSWを招聘する

（３）機能

　①本基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・修正

　②いじめの相談・通報の窓口

　③いじめ・問題行動に関する情報の収集と記録

　④いじめやその疑いがある情報に際し、その指導体制等の協議、教職員に周知・実行

　⑤対応した事案について、進捗状況や終結の状況の確認

２．いじめへの対応　　「いじめ対応マニュアル（最終ページ掲載）」による

３．重大事態への対応

（１）重大事態とは

　①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

　②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。　　（「いじめ防止対策推進法」　第２８条）

＊①の具体的なケース

・生徒が自殺を図った場合

・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に重大な被害をこうむった場合

・精神性の疾患を発症した場合

・その他犯罪行為等

（２）重大事態の報告

　　　上記の重大事態が発生した場合は、速やかに雲南市教育委員会に報告するとともに、その対応について協議する。

　　　　　　＊窓口―学校教育課　指導・支援グループ　TEL　４０－１０７２

（３）重大事態の調査

　　　重大事態の事実関係を明確にするとともに、同種の事態の発生防止に資するため、上記Ⅳ－１の組織により下記の調査を実施する。また、必要に応じ雲南市教育委員会やその委託を受けた専門的知識を有する第三者を招聘する。

　なお、教育委員会が、学校による調査が不十分と判断した場合や、学校の教育活動に支障が生ずるような恐れのある時は、教育委員会がこれを行う。

* 1. いじめ行為の時期、いじめを行った人物並びにその態様について
	2. いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係
	3. 周辺生徒の状況
	4. 学校・教職員の対応　等

＊いじめが起きた際の質問票を用いる等により調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見をふまえながら対応すること。（「いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議」七）

（４）調査結果の提供及び報告

①上記の調査結果について、学校は速やかに教育委員会に報告し、②以下の対応について協議する。

②上記の調査結果について、学校・教育員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、

事実関係等その他の必要な情報を提供する。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮す

る。

③上記の調査結果について、全校生徒に周知するとともに、必要に応じて臨時保護者会等を開催し、すべての保護者に説明する。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮する。

Ⅴ　いじめの解消

　いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

**①いじめにかかる行為が止んでいること**

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

　**②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

　　　　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめ対応マニュアル

雲南市立海潮中学校

|  |
| --- |
| いじめの受信 |
| ・教師の発見・生徒からの連絡・各種調査・アンケート・保護者・地域からの連絡 |

　　　　　　　　　　　報告

**教育支援ＣＮの役割**

・記録（時系列）

・対応協議への出席

・教育委員会との連絡調整

・外部との連絡

（校長の指示による）

管理職

|  |
| --- |
| 対応協議（いじめ・不登校対策委員会）＊１ |
| ・情報分析・対応方針の決定・役割分担 |

指示

　連絡　　連絡

雲南

警察署

＊犯罪行為の場合

市教委

学校教育課

指導支援G

|  |
| --- |
| 実態把握 |
| ・加害生徒・被害生徒・観衆・傍観者 |

＊１

管理職　生徒指導主事

教育支援CN　学年主任

当該学年部

出雲教育事務所

関係諸機関

マスコミ対応

|  |
| --- |
| 対応協議 |
| ・事実関係の把握・指導方針の決定・役割分担 |

|  |
| --- |
| 被害生徒への支援（担任、学年部等） |
| ・家庭訪問＊SC、SSW |

|  |
| --- |
| 加害生徒への指導（担任、学年部等） |
| ・保護者召喚・家庭訪問・＊SC、SSW |

|  |
| --- |
| 観衆・傍観者への指導（担任・学年部・生徒指導・管理職） |
| ・学級指導・全校指導 |

＊PTA役員会

＊緊急保護者集会

＊海潮の子どもを語る会

＊海潮PTA協議会

＊海潮の教育を語る会

＊ケース会議

＊は必要に応じて

|  |
| --- |
| 事後指導 |
| 観察・相談・指導・支援の継続 |